

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター(以下「検査センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第47条に規定する建築物に関する確認の申請手数料の額は、確認申請一件につき、次の表の手数料の額(以下この条において「表の額」という。)の欄に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額
100平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	10,000円
	上記以外の建築物	14,000円
100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	15,000円
	上記以外の建築物	19,000円
200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	21,000円
	上記以外の建築物	25,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		40,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		55,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築物に係る部分の床面積
- 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転をする場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加をする部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- 三 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として、表の額の欄に掲げるとおりとする。

4 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第20条第1項(第四号イを除く。)に定める構造計算書を添付する場合は、各構造計算書の建築物(エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分については、それぞれ別の建築物とみなす。以下次項においても同じ)の床面積が200平方メートル以内のものは6,000円、200平方メートルを超えるものは15,000円を、表の額に加算した額とする。

5 法第20条第1項第四号イに定める計算書を添付する場合は、建築物の計算書毎に3,000円を、表の額に加算した額とする。

6 天空率による場合は5,000円、避難安全検証法、耐火区画性能検証法及び防火区画性能検証法による場合は20,000円を、表の額に加算した額とする。

(建築設備に関する確認申請手数料)

第3条 業務規程第47条に規定する建築設備の確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 14,000円
- 二 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 7,000円

(工作物に関する確認申請手数料)

第4条 業務規程第47条に規定する工作物の確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 12,000円
- 二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 6,000円

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第5条 業務規程第47条に規定する建築物に関する中間検査の申請手数料の額は、中間検査申請一件につき、次の表の手数料の額の欄に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	18,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	48,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第6条 業務規程第47条に規定する建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、完了検査申請一件につき、次の表の手数料の額(以下この条において「表の額」という。)の欄に掲げるとおりとする。

床面積の合計		右欄以外の建築物に係る手数料の額	建築基準法第7条の4第4項の中間検査合格証が交付された建築物の手数料の額
100平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	14,000円	12,000円
	上記以外の建築物	18,000円	
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	18,000円	16,000円
	上記以外の建築物	22,000円	
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	建築基準法第6条の4に該当するもの	25,000円	23,000円
	上記以外の建築物	30,000円	
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		42,000円	39,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		57,000円	53,000円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一について算定する。

なお、検査センターが法第7条の6に基づく仮使用の認定を行った建築物に関する前項の表の床面積の合計は、前段により算定した床面積から、仮使用認定を受けた部分の床面積を減じて算定する。

3 他の機関が確認済証を交付した建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、第1項に定める額に5,000円を加算した額とする。

（建築設備に関する完了検査申請手数料）

第7条 業務規程第47条に規定する建築設備に関する完了検査申請手数料の額は、19,000円とする。

2 他の機関が確認済証を交付した建築設備に関する完了検査申請手数料の額は、前項の額に5,000円を加算した額とする（次条も同じ。）。

（工作物に関する完了検査申請手数料）

第8条 業務規程第47条に規定する工作物に関する完了検査申請手数料の額は、14,000円とする。

（建築物に関する仮使用認定申請手数料）

第9条 業務規程第47条に規定する建築物に関する仮使用認定申請手数料の額は、120,000円とする。

（確認申請書等記載事項誤記訂正願）

第10条 当機関が交付した確認申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請手数料は、1,080円とする

（附 則）

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

（附 則）

この改正は、平成17年11月 7日から施行する。

（附 則）

この改正は、平成19年 6月20日から施行する。

（附 則）

1 この改正は、平成21年 4月 1日から施行する。

2 確認申請手数料に関する経過措置

平成21年3月31日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成21年4月30日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

3 中間検査申請及び完了検査申請手数料に関する経過措置

平成21年3月31日までに、本機関の確認済証の交付を受けた30㎡以内の建築物については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この改正は、平成24年12月27日から施行する。

(附 則)

1 この改正は、平成25年7月1日から施行する。

2 確認申請手数料に関する経過措置

平成25年6月30日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成25年7月31日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

3 確認申請書等記載事項誤記訂正願の申請手数料に関する経過措置

平成25年6月30日までに、本機関の確認済証の交付を受けた確認申請書等については、適用しないものとする。

(附 則)

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 確認申請手数料に関する経過措置

平成26年3月31日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成26年4月30日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

1 この改正は、平成27年6月1日から施行する。

2 確認申請手数料に関する経過措置

平成27年5月31日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成27年6月30日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。

(附 則)

1 この改正は、平成28年7月1日から施行する。

2 確認申請手数料に関する経過措置

平成28年6月30日までに、別に定める方法で本機関が認めたもので、平成28年7月31日までに引き受けることとなる申請については、従前の手数料によることができるものとする。